

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成29年10月17日

国土交通省自動車局貨物課長 殿

照会者名

弁護士 水田 昇

住所 東京都港区赤坂2-11-3 福田ビルウエスト3階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第2項第2項「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法3条項により、国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

現在、A社は、発注者である家電量販店B社の依頼を受け、空調機械（エアコン）の取り付け請負工事を行っている。

しかし、取付先への商品配送と取付工事を異なる者が行っていることから、人件費、燃料代、車両の手配が二重になり、特に遠隔地での費用増が無視できず、商品の価格競争力を落としている。

そこで、A社の作業員が取付に向かうための車両（工具、梯子等が必要なため通常、小型のトラックを使用している）でB倉庫から取り付け場所まで、空調設備機械、取付用部品（以下「空調設備機械等」という）の運搬を行うことを計画している。

この行為により、取付作業員の移動や空調機械等の積み下ろし等の負担増はあるものの、価格競争力の上昇による受注増により吸収可能と考えており、別途運搬費用の徴収は予定していないが、今後の受注状況によって取付作業費の上昇の可能性がある。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

貨物自動車運送事業法第2項第2項「一般貨物自動車運送事業」に該当せず、同法3条の国土交通大臣の許可を受ける必要はない、



(2) 根拠

まず、自動車交通局貨物課長の平成22年5月6日公認会計小林浩一宛の「法令適用事前確認手続 回答書」によると、「貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。」

ただし、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしている。」としている。

そして、運輸省貨物流通局陸上貨物課 監修「逐条問答貨物自動車運送事業法の運用」(第一法規、1991) 9頁では、クリーニング店が利用者への配達をサービスで行う行為は、経営する事業に附属するものとし、附帯サービスが充実している引っ越しサービス事業については、貨物移動以外の附帯サービスが多く存在しているとしても、目的が貨物の移動であることは社会通念上明らかであるとしている、としている。

このクリーニング店、引っ越しサービスの例と比較すると、本件では、A社が、自己の空調設備取付請負業の一環として、B社ないし、製造メーカーの倉庫から取り付け先との間で空調設備機械等を運送することとなっている。

クリーニング店の例が事業に附属していると評価し得るなら、本件における空調設備機械等が保管されている倉庫と取付場所間の空調設備機械等の運送は、事業そのもの、少なくとも事業に附属していると評価し得る。

したがって、この運送は、明らかにA社の空調設備取付請負業に附属するものであって、貨物の移動を目的として独立に行われるものとはいえない。

よって、本件では貨物自動車運送事業法2条2項の「他人の者の需要に応じ」との要件を満たさず、A社の空調設備機械等の運搬行為は一般貨物自動車運送事業にあたらない。

次に、貨物自動車運送事業法第2項第2項は、「有償」で行われる必要がある。

運輸省貨物流通局陸上貨物課 監修「逐条問答貨物自動車運送事業法の運用」(第一法規、1991) 9頁によると、「有償で」とは、運送の対価として財物を收受することをいい、名目の如何を問わず、直接的又は間接的であるかを問わず、あるいは金銭又はその他の財物であるかを問わない。また、給付と反対給付との間に必ずしも均衡が取れている必要もない、とされている。

本件では、元々、空調設備の取付工事自体は有償で請け負っている。

しかし、業務量の増加はあるものの、効率化により、工事単価の値上げも、予定しておらず、運送の費用も徴収しないため、倉庫、取付場所間の空調設備、取付用部品輸送自体は無償で行うこととなっている。

したがって、この「有償」の要件にも該当しない。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望する

5. 連絡先

〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3 福田ビルウェスト3階

片山総合法律事務所 TEL 03-5545-6471

FAX 03-5545-6472

以上